

唐津市立浜玉中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは人権の侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
 - いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - i 生徒対象生活（いじめ等）アンケート調査 毎月
 - ii 保護者対象いじめアンケート調査（必要時） 年2回（7月、11月）
 - iii 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（5月・11月）
- イ いじめ相談体制
 - 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - i スクールカウンセラーの活用
 - ii いじめ相談窓口の設置
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」（22条委員会）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<委員>

校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭（10名）

<拡大委員>

いじめ防止対策委員、校長、教頭、事務長、校長が必要と認める者

<活動>

- i いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ii いじめ防止に関すること。
- iii いじめ事案に対する対応に関すること。
- iv いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

いじめ事案発生時に緊急開催とする。平時は、生徒指導部会において情報共有する。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、唐津市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

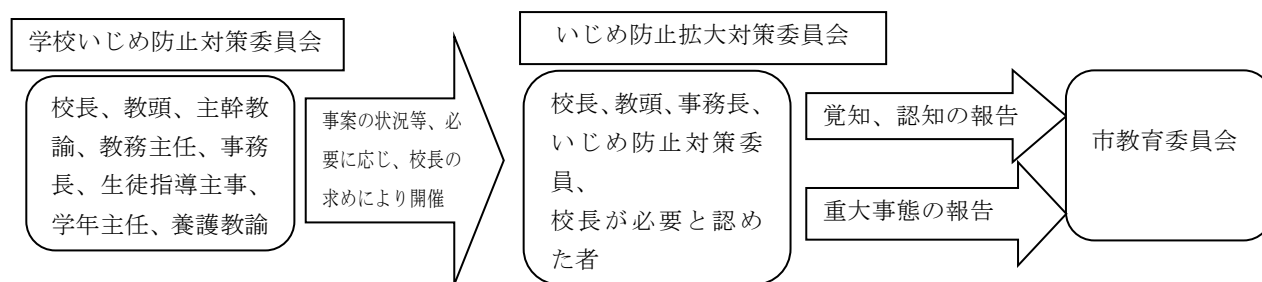
いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関する取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

参考：いじめ防止対策推進法（平成25）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。



※いじめ対応フロー

いじめ情報のキャッチ



- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守るための体制を整備する。

正確な実態把握



- ・いじめられた生徒からの聞き取りを行う。
- ・保護者からの聞き取りを行う。
- ・アンケート調査を実施する。
- ・いじめを行った生徒、周囲にいた生徒からの聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確な事実確認と共通理解を図る。

指導体制・方針決定



- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・全教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決め、組織的に対応する。
- ・教育委員会や児童相談所・警察等の関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援



- ・いじめた生徒に、いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、他人の人権を奪う大変卑劣な行為であることを理解させる。
- ・周囲にいた生徒に、はやしたてたり、傍観する行為も、いじめを助長することになり、許されない行為であることを理解させる。

<保護者との連携>

- ・いじめられた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、今後の具体的な対応について伝え、支援を行う。
- ・いじめた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、生徒に自分が行った行為について十分に非を認めさせ、謝罪方法等について助言を行う。

今後の対応

- ・いじめられた生徒・いじめた生徒に継続的に指導やケアを行う。
- ・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、いじめられた生徒を守り、心のケアに努め、立ち直りを図る。
- ・生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を重点に置いた学級経営を行う。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、一人ひとりが大切にされる学級経営を行う。